

寒川総合図書館管理運営規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(視聴覚資料の貸出の期間及び点数等)</p> <p>第8条 視聴覚資料の貸出期間は、貸出日から<u>8日</u>以内とし、同時に貸出を受けることができる点数は、未返却資料を含めて1人につき<u>2点</u>までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、期間及び点数を変更することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(視聴覚資料の貸出の期間及び点数等)</p> <p>第8条 視聴覚資料の貸出期間は、貸出日から<u>15日</u>以内とし、同時に貸出を受けることができる点数は、未返却資料を含めて1人につき<u>3点</u>までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、期間及び点数を変更することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和5年10月6日から施行する。</u></p>